

浜松市区長会議の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号）第9条第5項の規定に基づき、浜松市区長会議（以下「区長会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 区長会議は、区役所と部等及び区役所相互間の情報交換及び連絡調整を行うとともに、区政の運営に関する総合調整を行うため、次に掲げる事項について協議、報告、連絡等を行う。

- (1) 区に関する事務事業の計画及び実施等に当たり、協議、報告、情報の提供等を必要とする事項
- (2) 区政の運営に関する事項について協議、報告、情報の提供等を必要とする事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、担当副市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 区長会議は、別記に掲げる者をもって組織する。

- 2 担当副市長は、前項に掲げる者から要請がある場合その他必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を区長会議に出席させるものとする。

(会議)

第4条 区長会議は、担当副市長が必要の都度招集し、会議の議長となる。

(付議手続)

第5条 区長又は各部局の長は、区長会議に付議すべき事項があるときは、担当副市長が指定する日までに、市民協働・地域政策課へ関係書類、資料等を提出しなければならない。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、区長会議の運営について必要な事項は、担当副市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別記（第 3 条関係）

担当副市長、区長、政策補佐官、企画調整部長、総務部長、財務部長、市民部長